

# 公募型プロポーザル説明書

## 1 事業概要

### (1) 事業の目的

広島県の下水処理場から発生する消化ガスを再生可能エネルギーとして有効活用することにより、エネルギー自給率の向上、温室効果ガスの削減による地球温暖化防止に貢献することを目的とする。

### (2) 事業内容

広島県太田川流域下水道東部浄化センターで発生する消化ガスを県が事業者売却し、事業者は本県から貸付けられた事業用地に整備した発電施設を用いて、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）により行う発電事業（以下「本事業」という。）を行う。本事業の詳細は、本説明書のほか、条件規定書等を参照すること。

### (3) 事業範囲

事業者の事業範囲は次のとおりとし、事業者はこれらにかかる責任及び費用負担を負う。

#### ① 消化ガス発電事業の開始手続き

事業者がFIT制度による売電を行うために必要となる電気事業者との接続協議、契約、経済産業大臣の事業認定、法規制上の事務手続等、事業実施に必要な一切の開始手続きを行い、事業開始までに完了する。

#### ② 消化ガス発電施設等の設計、建設及び維持管理・運営

事業者は、条件規定書等を満たす消化ガス発電施設等の設計、建設を行い、当該施設の維持管理・運営を行う。

#### ③ 消化ガスの買取り及び消化槽加温設備への温水供給

事業者は、維持管理・運営期間を通じて県より消化ガスを買取るとともに、消化ガス発電設備からの廃熱を温水として供給する。

#### ④ 発電事業終了後の消化ガス発電施設等の撤去

事業者は、発電事業終了後、消化ガス発電施設等の撤去を行う。

#### ⑤ その他事業に必要なこと。

### (4) 履行期間

事業者は、基本協定の締結後、FIT制度による電気事業者との接続契約、経済産業大臣の事業認定等を完了し、買取価格を確定したうえで、消化ガス発電事業契約（以下「事業契約」という。）を締結する。事業者は平成31年4月1日より発電事業の運営を開始し、維持管理・運営期間は20年間（平成51年3月31日）とする。また、発電事業終了後、6か月以内に施設の撤去を行うものとする。

### (5) 事業者の収入

事業者は、自らの提案によって整備した消化ガス発電施設を用いて発電を行い、その発電電力の売却代金を収入とする。

### (6) 消化ガス購入単価

消化ガス購入単価は26円/Nm<sup>3</sup>（取引に係る消費税及び地方消費税を含まない）を下限とし、事業者からの提案額とする。（Nm<sup>3</sup>とは、0℃ 1気圧での体積を示す単位）

## (7) 下水道用地の貸付料

事業者は、広島県太田川流域下水道東部浄化センター内の本事業のために必要な事業用地(事業に係る電柱・電線を含む)の貸付けを受けるにあたり、基本協定締結後、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条に規定する不動産鑑定業者へ土地の貸付料の鑑定を依頼し、その鑑定評価額をもって土地の貸付料とする。

なお、近傍の路線価(平成28年分財産評価基準)から土地の貸借料を、2,050円/㎡・年程度と想定しており、提案書はこの想定単価において作成すること。ただし、事業者が依頼した鑑定評価額と想定額が大幅に異なる場合は、別途協議を行う場合がある。

なお、土地の貸付にあたっては、事業用定期借地権設定のための覚書を締結する。

## (8) 関係法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり、設計、建設及び維持管理・運営の提案内容にあわせて条件規定書に示す関連法令、県の条例等を遵守すること。

## (9) リスク分担

原則として、事業に伴い発生するリスクについては事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

事業者と県のリスク分担については別紙のとおりとする。

## 2 応募の手続き等

### (1) 事業者選定スケジュール

事業者選定に当たっては、次のスケジュールにより行う予定である。

表1 事業者選定スケジュール

手続等内容	期日
公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出	平成29年7月5日(水)午後4時30分
公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知	平成29年7月11日(火)
参加資格要件に適合しない理由の説明請求	平成29年7月18日(火)午後4時30分
現地確認	平成29年7月19日(水)から 平成29年7月21日(金)まで
参加資格要件に適合しない理由の説明請求に対する回答	平成29年7月24日(月)
公募型プロポーザル説明書等に対する質問	平成29年7月25日(火)午後4時30分
公募型プロポーザル説明書等の質問に対する回答	平成29年8月1日(火)
提案書の提出	平成29年8月8日(火)午後4時30分
提案書に関するヒアリング	平成29年8月下旬(予定)
選定委員会の審査	平成29年9月上旬(予定)
最優秀提案者決定、選定結果通知・公表	平成29年9月20日(水)
非選定理由説明請求	選定結果通知日翌日から5日以内
非選定理由説明請求に対する回答	請求日翌日から3日以内
受託候補者と基本協定の締結・公表	9月下旬(予定)
事業契約締結	平成29年度内(予定)

(2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

- ① 公募型プロポーザル参加希望者（以下「応募者」という。）は申請書及び必要な添付書類を提出すること。共同企業体で参加を希望する場合にあっては、あわせて共同企業体結成届を提出すること。
- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の提出様式は、表 2 のとおりとする。
- ③ 応募者の資格要件である施工実績における「公共工事等」とは、次に掲げる者が発注した工事をいうものとする。
  - ア 国及び地方公共団体
  - イ 当該工事の発注当時において効力を有していた法人税法別表 1 に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）
  - ウ 当該工事の発注当時において効力を有していた建設業法施行規則第 18 条に掲げる法人
  - エ その他ア、イ又はウに準ずる者が発注した工事
- ④ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ⑤ 申請書等の提出は、持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、下記⑥の期限までに必着することとする。
- ⑥ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限  
平成 29 年 7 月 5 日（水） 午後 4 時 30 分

表 2 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の一覧

番号	提出書類	指定様式	単体企業	共同企業体
1	公募型プロポーザル参加資格確認申請書	様式第 1 号	要	—
2	公募型プロポーザル参加資格確認申請書（共同企業体用）	様式第 2 号	—	要
3	会社概要書	様式第 3 号	要	要
4	施工実績調書	様式第 4 号	要	要
5	共同企業体結成届	様式第 5 号	—	要
6	共同企業体協定書	様式第 6 号	—	要
7	委任状	様式第 7 号	—	要
8	委任状（各構成員用）	様式第 8 号	—	要
9	使用印鑑届	様式第 9 号	—	要

(3) 公募型プロポーザル参加資格確認結果について

- ① 本事業の参加資格の確認結果については、平成 29 年 7 月 11 日（火）までに県から応募者（共同企業体の場合は代表企業（共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）の中から応募者を代表し、県との交渉窓口となる企業をいう。以下同じ。)) に書面（様式第 15 号）で通知する。

- ② 参加資格要件に適合しないと通知された者は、広島県に対してその理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ③ 上記の書面は平成 29 年 7 月 18 日（火）までに持参することにより提出するものとし、郵送又はファクシミリ、電子メール等によるものは受け付けない。
- ④ 上記②に対する回答は、平成 29 年 7 月 24 日（月）までに、書面により行う。
- (4) 公募型プロポーザル説明書等に対する質問及び回答について
- ① 質問書の書式及び質問方法
- 公募型プロポーザル説明書等に対する質問がある場合は、次に掲げる様式の書面により、その内容を簡潔にまとめて持参により提出すること。
- ア 公募型プロポーザル説明書の内容に関する質問：様式第 10 号
- イ リスク分担の内容に関する質問：様式第 11 号
- ウ 条件規定書の内容に関する質問：様式第 12 号
- エ 提案書評価基準の内容に関する質問：様式第 13 号
- オ 様式集の内容に関する質問：様式第 14 号
- ② 電子ファイルの添付
- 質問書を提出するときは、当該質問書の内容を Microsoft Excel（2010 版で対応可能なもの）により電子データ化し、収録した電子ファイル（ウイルス対策を実施した CD-ROM）を 1 部添付すること。
- ③ 受付期間
- 公募型プロポーザル参加資格確認結果の通知日から平成 29 年 7 月 25 日（火）まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- ④ 受付場所
- 7 の担当部局
- ⑤ 回答方法等
- 平成 29 年 8 月 1 日（火）までに、広島県のホームページに掲載する。  
広島県ホームページ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/106>
- (5) 提案書の提出
- ① 提出期間
- 公募型プロポーザル参加資格確認結果の通知日から平成 29 年 8 月 8 日（火）まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- ② 提出方法
- 持参又は郵送等によって行う。ファクシミリ、電子メール等によるものは認めない。
- ③ 提出書類
- ・ 提案書（正本） 1 部
  - ・ 提案書（副本） 12 部
  - ・ 提案概要 2 部（A 4 判又は A 3 判 1 枚）
  - ・ 提案書の電子ファイル（ウイルス対策を実施した CD-ROM 又は DVD-ROM） 1 部
- ④ 提出先
- 7 の担当部局
- ⑤ 提案書の内容

提案書の内容については、表3の提案内容、様式、枚数に沿って作成すること。なお、添付資料については、枚数に制限を設けないものとする。

表3 提案書の内容一覧表

	提案内容	様式	枚数(添付資料除く)	添付資料
1	本事業全般に関する提案書	様式第23号	3枚以内	
2	実施体制・役割分担表	様式第24号	1枚	
3	事業者(代表企業)の経営状況及び収支計画に関する提案書	様式第25号	1枚	・経常利益が確認できる資料 ・25-A, 25-B
4	事業者の類似事業の実績に関する提案書	様式第26号	1枚	・施工実績を確認できる資料
5	設計・建設に関する提案書	様式第27号	3枚以内	・全体配置図, 機械設備・電気設備配置図, 機械・計装フローシート, 単線結線図, システム構成図
6	施設概要等に関する提案書	様式第28号	3枚以内	
7	維持管理・運営に関する提案書	様式第29号	3枚以内	
8	発電計画に関する提案書	様式第30号	1枚	・30-A

⑥ 提案書の作成要領

ア 提案書の表紙には提案書(正本)(様式第21号)及び提案書(副本)(様式第22号)を使用すること。

イ 各様式のサイズはA4判又はA3判で作成し、A3判はA4判の大きさに織り込んで左綴じで製本すること。なお、使用する文字の大きさは10ポイント以上とし、上下左右に20mm程度の余白を設定すること。(図面及び添付書類を除く)

ウ 各様式の一枚目にインデックスを付し、様式ごとに頁(「様式第●号」など)を記入すること。

エ 応募者名は提案書(正本)のみに記入し、提案書(副本)には応募者名や応募者を連想させるロゴマーク等は記載しないこと。

オ 提案書の著作権はそれぞれの製作者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合は、県で複製を作成することがある。

カ 提案書の提出以降の書類差替え、追加及び再提出は認めない。

キ 提出された書類は、返却しない。

⑦ 提案書に関するヒアリングの実施

提案書の内容について、担当部局の下水道公園課においてヒアリングを行う。このヒアリングは提案内容の評価を行うものではなく、内容を確認するために行うものであり、新たな提案は認めない。

ヒアリングは応募者ごとに実施し、日時、場所は別途通知する。なお、ヒアリングの際、事業者側の参加者は複数でも可とし、提案書の内容を十分に理解し説明できる者を出席させること。

### 3 応募にあたっての留意事項

#### (1) 公募型プロポーザル説明書等の承諾

応募者は公募型プロポーザル説明書等に記載された内容を承諾の上、応募すること。

#### (2) 応募に係る費用

公募型プロポーザル参加資格確認申請書、提案書の作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。

#### (3) 公正な応募の確保

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、県は契約の解除等の措置をとることがある。

#### (4) 応募の辞退

応募者は公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出以降、応募を辞退する場合、提案書の提出期限(平成29年8月8日(火))までに公募型プロポーザル参加辞退届(様式第20号)を7の担当部局へ提出すること。

また、応募者が当該提出期限までに提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

#### (5) 提出書類の取扱い

##### ① 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属する。ただし、県が本事業の公表等に関し、必要と判断した場合には無償で使用できる。

##### ② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

##### ③ 複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことはできない。

##### ④ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。ただし、提出書類における誤字等の修正についてはこの限りではない。

#### (6) 県の提供する資料の取扱い

応募者(応募を辞退した者を含む)は、県が提供する資料を、本事業の応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

#### (7) 応募の無効

##### ① 次のいずれかに該当する応募は無効とする。

ア 公募型プロポーザル参加資格で定める要件を欠くに至った者が行った応募

イ 指定の日時、指定の場所に必要書類を提出しなかった応募

ウ 記名押印のない書類による応募

エ 同一応募者のした2つ以上の応募

オ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書に記載された応募者の代表企業以外の者が行った応募

カ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等その他一切の書類に虚偽の記載をした者が行った応募

キ 誤字，脱字，白紙等により意思表示が不明確な応募

ク 上記アからキに掲げるものの他，応募に関する条件に違反した応募

② 県は提案書を受取り，上記①の無効事由に該当する場合には，当該提案書による応募が無効である旨を応募者に書面（様式第 16 号）で通知するものとする。

(8) 提案が無効であることの理由の説明

提案が無効である旨の通知を受けた応募者は，通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内に書面により県に対して理由の説明を求めることができる。県は説明を求めた応募者に対して，説明を請求された日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答するものとする。

① 提出方法

簡易書留郵便によるものとする。

② 提出先

7 の担当部局

(9) 応募の中止

天災地変等やむを得ない理由により公募型プロポーザルの手続きの執行ができないときは，これを延期し又は中止する場合がある。

応募者の連合を疑い，不正不穏行動等により公募型プロポーザルの手続きを公正に執行できないと認められるときは，これを延期し又は取りやめることがある。

なお，当該取りやめ等の場合において，書類作成等のために要する費用は，全て応募者の負担とする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書の内容を基に，あらかじめ定めた提案書評価基準に従い，太田川流域下水道東部浄化センター消化ガス発電事業公募型プロポーザル選定委員会が審査し，最も高い評価点を得たものを最優秀提案者として決定し，その者を受託候補者とする。

(2) 選定委員会の設置

選定委員会の委員は次の職にある者をもって構成する。

表 4 太田川流域下水道東部浄化センター公募型プロポーザル選定委員会委員

役職	委員名
委員長	土木建築局都市建築技術審議官
委員	(土木建築局) 建設企画部長，建築技術部長，土木建築総務課長， 建設産業課長，技術企画課長，技術管理担当監， 都市計画課長，営繕課長，設備工事担当監，下水道公園課長 (環境県民局) 環境政策課長

(3) 提案書評価基準

「提案書評価基準」に基づき評価を行う。

#### (4) 審査結果の通知及び公表

平成 29 年 9 月 20 日 (水) までに、すべての提案書提出者に対し通知するとともに応募者名、各応募者の審査結果（評価点）を県のホームページにおいて公表する。

#### (5) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ① 最優秀提案者として選定されなかった者は、広島県土木建築局下水道公園課に対してその理由について説明を求めることができる。
- ② この説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して 5 日以内に、その旨を記載した書類を提出すること。
- ③ 県は、説明を請求された日の翌日から起算して 3 日以内に、書面により回答するものとする。また、提案書が条件規定書等を満たしておらず、失格となった場合もこの場合を含める。

### 5 最優秀提案者決定後の手続き

#### (1) 基本協定の締結

- ① 県と受託候補者は、本事業に係る事業契約の締結等に向け、両者の義務についての規定及び事業の円滑な実施に必要な諸手続きを定めた基本協定を締結する。
- ② 基本協定には、少なくとも次の項目について規定する。
  - ア 基本的合意（提案書の内容遵守、準備行為の義務）
  - イ 事業契約締結への努力義務
- ③ 基本協定締結にかかる担当部局  
7 の担当部局
- ④ 県は、受託候補者と基本協定の内容に関する協議が成立しない場合、または基本協定の締結までに受託候補者が応募資格を欠くに至った場合は、基本協定を締結しない。

#### (2) 事業契約の締結

- ① 県と受託候補者は、県が有する本事業に係る事業契約書（案）及び条件規定書に基づき内容について協議し、本事業に係る契約書等を作成した上で、改めて見積書を徴し、随意契約の方法により契約を締結する。
- ② 事業契約の締結にかかる担当部局  
7 の担当部局
- ③ 事業契約内容  
事業契約書において、事業契約を締結する受託候補者が遂行すべき事業内容、消化ガス買取り代金の支払い方法及び損害賠償等を定める。
- ④ 事業契約に係る契約書作成費用  
事業契約書の検討に係る事業者側の弁護士費用及び印紙代等、事業契約書の作成等に要する費用は、事業者の負担とする。
- ⑤ 契約保証金  
免除
- ⑥ 経済産業省へ事業認定申請費用  
FIT 制度に係る再生可能エネルギー事業認定の申請に係る一切の費用は、事業者の負担とする。



## 6 注意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (3) 提出された提案書について
  - ① 提出された提案書は、返却しない。
  - ② 提案書は、本事業受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。  
ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) 契約事項
  - ① 公募型プロポーザルに関する要領  
公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
  - ② 契約事項に関する規則  
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
  - ③ 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約  
適用 適用なし

## 7 本事業の担当部局

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県土木建築局下水道公園課（担当 下水道管理グループ）

電話：082-513-4139

FAX：082-223-2397

E-mail：dogesuidou@pref.hiroshima.lg.jp

### 添付書類

- 公告の写し
- 条件規定書
- 提案書評価基準
- 公募型プロポーザル様式集

※基本協定書（案）、事業契約書（案）、事業用定期借地権設定のための覚書（案）については、応募者に別途提示する。

### 別紙 リスク分担表

以下に示す表のリスク負担者のうち、○は主分担、△は副分担を表しているが、副分担の負担

範囲・負担方法については、県と事業者が協議を行って決定する。

(1) 共通

リスクの種類		内容	負担者	
			県	事業者
政策関連 リスク	法令変更	本事業に直接影響を及ぼす法令の変更によるもの	△	○
		上記以外の広く一般に適用される法令変更によるもの		○
	税制変更	法人税の変更に関するもの		○
		消費税等の変更に関するもの		○
社会リスク	環境保全	建設・維持管理に係る騒音・振動・光・臭気・排気等の環境保全に関するもの		○
	第三者賠償	県の帰責事由により第三者に与えた損害	○	
		事業者の帰責事由により第三者に与えた損害		○
第三者からの損害	第三者から与えられた損害		○	
経済リスク	物価変動	物価の変動に関するもの		○
	金利変動	金利の変動に関するもの		○
債務不履行 リスク	制度適用	固定価格買取り制度の適用を受けられなかった場合		○
	中止・延期	県の責めに帰すべき事業中止、遅延、債務不履行の場合	○	
	不可抗力	天災等により生じる設計変更・中止・延期	注1	○

注1：不可抗力により施設・設備が停止した場合の消化ガスの供給量及び買取り予定量については協議によるものとする。

(2) 施設計画・設計段階

リスクの種類		内容	負担者	
			県	事業者
計画・設計 リスク	事前調査	事業者による独自調査及び調査の必要性の判断に関するもの		○
	設計	県の提示条件、指示の不備・変更による設計変更	○	
		事業者が実施した設計の不備		○

(3) 施設建設段階

リスクの種類		内容	負担者	
			県	事業者
建設リスク	工事遅延	県の指示等により契約期日までに完工しない場合	○	
		事業者の帰責事由により契約期日までに完工しない場合		○
	工事費増加	県の指示による工事費の増加	○	
		事業者の帰責事由による工事費の増加		○

(4) 維持管理・運営段階

リスクの種類		内容	負担者	
			県	事業者
性能リスク		規定条件不適合		○
維持管理・運営コストリスク		県の帰責事由による事業内容変更等における維持管理・運営費の増大	○	
		上記以外の維持管理・運営費の増大		○
消化ガスの 変動リスク	ガス量変動リスク	県が提供する消化ガス量に関するもの	注2	
	性状変化リスク	県が提供する消化ガス性状に関するもの		○

注2：消化ガス量の最低供給量までの減少分は事業者が負担するが、それを超えて減少した場合については、別途協議する。

(5) 施設撤去段階

リスクの種類		内容	負担者	
			県	事業者
撤去リスク	工事遅延	県の指示等により契約期日までに完工しない場合	○	
		事業者の帰責事由により契約期日までに完工しない場合		○